

令和2年度 第1回上越市特別職報酬等審議会 次第

と き 令和3年1月26日（火）

午前10時から

ところ 上越市役所 4階 401会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 副市長挨拶

4 委員自己紹介

5 会長選出

6 会長職務代理者の指定

7 議 事

- (1) 特別職の報酬額等の状況について
 - ・ 審議会の役割、所掌事項等について
 - ・ これまでの審議内容等について
 - ・ 特別職の報酬額等について

- (2) 審議会への諮問について

- (3) その他

8 閉 会

令和3年度 特別職の給料・報酬月額等の取扱い（市の考え方整理）

検討要素		資料	状況・情勢等	方向性の整理
①	県内他団体及び類似団体における当市の水準	資料 4、5-1、5-2 (P8~10) 資料 6 (P11)	<p>【県内 20 市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長 3 位 ⇒ 人口規模(3 位)相応の水準 ・ 副市長及び教育長 4 位 ⇒ 人口規模(3 位)を下回る水準 ・ 議長、副議長及び議員 3 位 ⇒ 人口規模(3 位)相応の水準 <p>【類似団体(施行時特例市) 25 市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長 19 位 ⇒ 人口規模(24 位)を上回る水準 ・ 副市長及び教育長 25 位 ⇒ 人口規模(24 位)を下回る水準 ・ 議長 25 位 ⇒ 人口規模(24 位)を下回る水準 ・ 副議長及び議員 24 位 ⇒ 人口規模(24 位)相応の水準 	◎ 概ね人口規模相応の水準を維持
②	新潟県及び県内 19 市の改定状況	資料 7 (P12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟県は据え置き ○ 新潟市及び新発田市等の 11 市は据え置き、長岡市等の 8 市は未定 	◎ 方向性が決定した 20 団体のうち、半数以上の 12 団体が据え置き
③	国家公務員の特別職の改定状況	資料 9 (P14)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 俸給月額は改定なし（平成 27 年度以降、改定されていない） ○ 期末手当は一般職の指定職（事務次官等）に準じて年間で 0.05 月引下げ 	◎ 月例給は改定なし ※期末手当は 0.05 月引下げ
④	一般職の給与改定の状況	資料 8 (P13) 資料 10、11 (P15~16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月例給は民間との較差（国+164 円、県+246 円）が極めて小さいことから、改定なし ○ 人事院等の給与勧告に準じて期末手当の支給割合を年間で 0.05 月引下げ 	◎ 月例給は改定なし ※期末手当は 0.05 月引下げ
⑤	直近の地域の社会情勢等	資料 12-1、12-2 (P17~18) 資料 13、14 (P19~20)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上越市及び新潟県の経済動向 【上越市】一部で改善の兆しがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済活動の停滞により厳しい状況（10 月公表） 【新潟県】市とほぼ同様の状況（12 月公表） ○ 新潟市の消費物価指数（11 月時点） ・ 平成 27 年を 100 として 100.7、令和元年同月期 102.0 と比較して 1.3 ポイント下落 	◎ コロナ禍で厳しい状況が続いている
⑥	市の財政状況 (令和元年度普通会計決算状況)	資料 15 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源額を除いた実質収支は 38.1 億円 ○ 財政調整基金等残高は 100 億円を確保 102 億円（県内 1 位） ○ 経常収支比率は 0.1 ポイント悪化 94.8%（県内 14 位） ○ 財政力指数は 0.01 ポイント悪化 0.623（県内 4 位） 	◎ 財政調整基金等を活用した財政運営を確保
⑦	政務活動費の状況	資料 16-1~16-3 (P22~24)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内 20 市のうち 3 位 ⇒ 人口規模(3 位)相応の水準 ○ 類似団体 25 市のうち 8 位 ⇒ 人口規模(24 位)を上回る水準 ○ 令和 2 年 5 月に、議員個人の政務活動の充実及び議会の活性化を図るため、議員及び会派の交付額をそれぞれ改定（年間交付額：会派▲15 万、議員+15 万） 	◎ 概ね人口規模相応の水準を維持

市の考え方	<p>【給料月額等】 国家公務員の特別職及び一般職の職員の改定状況と県内他団体との均衡等を踏まえ、「据え置き」とする。</p> <p>【政務活動費】 現行の水準及び過去の改定状況等を踏まえ、「据え置き」とする。</p>
-------	---

上越市特別職報酬等審議会

資 料

令和 3 年 1 月

上 越 市

資 料 目 次

上越市特別職報酬等審議会委員名簿	1
上越市特別職報酬等審議会条例	2

【 資 料 】

I 審議会の役割、所掌事項等について

資料	1	審議会の役割と所掌事項	3
資料	2	これまでの審議内容	4～6
資料	3	上越市における特別職報酬等の改定経過	7

II 特別職の報酬額等の状況等について

資料	4	特別職の年間給与支給額	8
資料	5-1	県内20市の特別職の報酬額等の状況	9
資料	5-2	上越市と県内他市との給料(報酬)月額と比較	10
資料	6	施行時特例市25市の特別職の報酬額等の状況	11
資料	7	県内他団体(県、他市19市)の動向	12
資料	8	特別職の期末手当に係る支給月数の改定	13

III 特別職の国家公務員及び給与勧告等について

資料	9	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する 法律案の概要	14
資料	10	報告の骨子(人事院)	15
資料	11	令和2年給与等に関する報告の概要(新潟県人事委員会)	16

IV 市内の経済状況について

資料	12-1	上越市の経済状況	17
資料	12-2	新潟県の経済動向	18
資料	13	県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移	19
資料	14	消費者物価指数の概況	20
資料	15	上越市の決算状況の推移	21

V 政務活動費の状況について

資料	16-1	政務活動費について	22
資料	16-2	県内20市の政務活動費の状況	23
資料	16-3	施行時特例市25市の政務活動費の状況	24

上越市特別職報酬等審議会委員名簿

任期：令和2年8月25日から2年間

井部	辰男	上越市町内会長連絡協議会	副会長
江村	奈緒美	CAP・じょうえつ	代表
大滝	幸治	公募委員	
大堀	芳和	上越信用金庫	理事長
笹原	茂	えちご上越農業協同組合	経営管理委員会 会長
高橋	信雄	上越商工会議所	会頭
高橋	芳夫	連合新潟上越地域協議会	事務局長
本城	文夫	公募委員	
丸山	景子	公募委員	
村松	健太	上越青年会議所	会員交流委員会 副委員長
山崎	活美	上越市保護司会	

(敬称略 五十音順)

○上越市特別職報酬等審議会条例

最終改正 平成29年6月15日条例第23号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、上越市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

(1) 議会の議員の議員報酬の額

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 公募に応じた市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

審議会の役割と所掌事項

●上越市特別職報酬等審議会の位置付け

上越市特別職報酬等審議会は、地方自治法第202条の3の規定に基づき、執行機関である上越市長の附属機関として、上越市特別職報酬等審議会条例第1条の規定により設置するもの。

●上越市特別職報酬等審議会の所掌事項

上越市特別職報酬等審議会の所掌事項は、上越市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により次のとおり。

第2条 市長は、次に掲げる額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該額について審議会の意見を聴くものとする。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額
- (3) 議会の会派又は議員の政務活動費の額

●特別職の給与

市長等の特別職の職員については、一般職の職員に適用される地方公務員法が適用されない。また、市長等の特別職の職員の給料・報酬については、地方公務員法第24条及び同法第25条の規定の例により、他の地方公共団体の特別職の職員の給与その他の事情を考慮して独自に条例を定め、これを根拠として支給することとされている。

これまでの審議内容（過去 5 年間）

平成 27 年度

年月日	議 題	主な内容・意見等																											
H28. 1. 19 平成 27 年度 第 1 回審議会	<p>(諮問)</p> <p>○市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、次のとおり改定を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th colspan="2">改定案</th> </tr> <tr> <th>報酬等月額</th> <th>報酬等月額</th> <th>改定額 (改定率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>962,300 円 (866,070 円)</td> <td>966,300 円 (869,670 円)</td> <td>+4,000 円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副 市 長</td> <td>722,200 円 (649,980 円)</td> <td>729,200 円 (656,280 円)</td> <td>+7,000 円 (+1.0%)</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>527,400 円</td> <td>529,400 円</td> <td>+2,000 円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>副 議 長</td> <td>466,400 円</td> <td>468,400 円</td> <td>+2,000 円 (+0.4%)</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>438,800 円</td> <td>440,800 円</td> <td>+2,000 円 (+0.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・本市の特別職の職員の給料及び報酬の額については、職務の責任と度合い及び他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、一般職の職員の給与改定の状況、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、適時適切な民意の反映が求められる。本市においては、市長及び副市長の給料の額について、平成 23 年 4 月 1 日の減額改定以降、現在に至るまでの間、据置きで推移するとともに、市長就任以来、独自の減額措置を行っている。この間、新潟県及び新潟市における特別職の給料等の引上げ改定の状況並びに県内市及び特例市等における特別職の給料等の額の状況等を総合的に勘案する中で、国の人事院勧告等に基づいて改定が見込まれる、本市の一般職の職員における給料月額の改定に準じた引上げが適当と判断し、今般、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について、本審議会に諮問</p>	区分	現行	改定案		報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)	市 長	962,300 円 (866,070 円)	966,300 円 (869,670 円)	+4,000 円 (+0.4%)	副 市 長	722,200 円 (649,980 円)	729,200 円 (656,280 円)	+7,000 円 (+1.0%)	議 長	527,400 円	529,400 円	+2,000 円 (+0.4%)	副 議 長	466,400 円	468,400 円	+2,000 円 (+0.4%)	議 員	438,800 円	440,800 円	+2,000 円 (+0.4%)	<p>(答申)</p> <p>・諮問のとおり引き上げることが適当であると答申。</p> <p><u>委員からの意見</u></p> <p>・市内の経済状況が上向きになっていないのに、引き上げてもよいものか迷いがある。</p> <p>・公務員の給料を引き上げ、消費拡大を促すことが地域活性化に繋がる。</p> <p>・20 年近く引き上げが無く、平成 22・23 年と減額改定した経過をみると、引き上げが適当と考える。</p>
区分	現行		改定案																										
	報酬等月額	報酬等月額	改定額 (改定率)																										
市 長	962,300 円 (866,070 円)	966,300 円 (869,670 円)	+4,000 円 (+0.4%)																										
副 市 長	722,200 円 (649,980 円)	729,200 円 (656,280 円)	+7,000 円 (+1.0%)																										
議 長	527,400 円	529,400 円	+2,000 円 (+0.4%)																										
副 議 長	466,400 円	468,400 円	+2,000 円 (+0.4%)																										
議 員	438,800 円	440,800 円	+2,000 円 (+0.4%)																										

平成28年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H29. 1. 16 平成 28 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成29年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H30. 2. 6 平成 29 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明	委員からの意見 ・特になし

平成30年度

年月日	議 題	主な内容・意見等
H31. 1. 23 平成 30 年度 第 1 回審議会	(現行のまま据え置くため諮問なし) ・前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を総合的に勘案し、現時点では現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 ・一般職の給与改定や他団体特別職の報酬等の改定状況のほか、市民の個人所得や財政力の推移等に良好な兆しが見られることや議会議員で構成される検討組織の動向を注視する中で、今後、報酬額等の改定の必要性も生じているものと考え	委員からの意見 ・報酬額等の改定について、平均的な値からの判断だけでなく、貧困層にも配慮した検討が必要と考える。 ・市長及び副市長給料の減額措置が長期化しており、何らかの見直しを行う時期を迎えているのではないかと考える。審議会として検討する必要があると考える。 ・議会における議員報酬や政務活動費の見直し検討について、議員のなり手がいない状況にあることを踏まえて議論を尽くしてほしい。

令和元年度

年月日	議 題	主な内容・意見等																			
<p>R2. 1. 29 令和元年度 第 1 回審議会</p>	<p>(給料、報酬は現行のまま据え置くため諮問なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年に引き続き、市内の経済状況や特別職の国家公務員における取り扱い、県内他団体の動向等を踏まえ、現行のまま据え置くことが適当であることを資料に基づき説明 <p>(諮問)</p> <p>○上越市議会政務活動費について、総額は維持し、会派及び議員に交付する額を次のとおり改定する。</p> <table border="1" data-bbox="402 616 1056 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">上越市議会政務活動費</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 派</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 12,500 円 (年額 150,000 円)</td> <td>月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>月額 25,000 円 (年額 300,000 円)</td> <td>月額 37,500 円 (年額 450,000 円)</td> <td>月額+12,500 円 (年額+150,000 円)</td> </tr> <tr> <td>総 額</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>月額 50,000 円 (年額 600,000 円)</td> <td>増減なし</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 政務活動費の額については、平成 17 年 1 月 1 日に増額改定した以降、現在に至るまでの間、据え置きとなっている。上越市議会においては、平成 22 年 11 月に、議会の基本原則を定めた「議会基本条例」を制定するとともに、この間、議員提案による条例の制定、市民との意見交換会、また、小中学生による議会学習など、議会改革の推進及び議会の活性化に向けた取組が行われている。更に、同議会では、議員のなり手不足等を課題とし、議員定数、報酬及び政務活動費について検討を進めるとともに、意見の集約が行われ、多様化・専門化する市民ニーズ及び政策課題にきめ細かく対応するため、政務活動費について、議員個人が行う調査研究等の活動に重点を置いた改定を実施し、議員の活動の一層の充実、議会の活性化を図りたいとの結論に至ったことから、令和元年 12 月に、議長から政務活動費の見直しについて要請があった。については、これまでの上越市議会における検討状況及び議長からの要請内容を尊重し、政務活動費の見直しについて、本審議会に諮問 	区 分	上越市議会政務活動費			現行	改定案	増減	会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)	議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)	総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし	<p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし <p>(答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問のとおり改定することが適当であると答申。 <p>委員からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 実状に合わせた政務活動費の会派分と議員個人分の額の見直しについて、妥当と感じている。 今は市町村のニーズに合わせて市町村の裁量が大きくなっている。議員の方にも今の上越市のニーズや国の動き等を勉強してもらいながら、上越市の実情に合わせて進めてほしい。 今回の諮問内容について理解はできるが、個人分の返還がかなりあることと、個人差があるように見えるため、そこは検討してほしい。 活動範囲も様々であると思うが、議員個人で使えるものであり、執行残は返還となることを踏まえ、もう少し考えていただきたい。
区 分	上越市議会政務活動費																				
	現行	改定案	増減																		
会 派	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 12,500 円 (年額 150,000 円)	月額▲12,500 円 (年額▲150,000 円)																		
議 員	月額 25,000 円 (年額 300,000 円)	月額 37,500 円 (年額 450,000 円)	月額+12,500 円 (年額+150,000 円)																		
総 額	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	月額 50,000 円 (年額 600,000 円)	増減なし																		

上越市における特別職報酬等の改定経過

(単位：円)

年度	市長		副市長(助役)		教育長		議長		副議長		議員	
	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	給料月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)	報酬月額	改定額 (改定率)
平成21年度	978,000	—	734,000	—			536,000	—	474,000	—	446,000	—
平成22年度	975,000	▲3,000 (▲0.3%)	731,700	▲2,300 (▲0.3%)			534,300	▲1,700 (▲0.3%)	472,500	▲1,500 (▲0.3%)	444,600	▲1,400 (▲0.3%)
平成23年度	962,300	▲12,700 (▲1.3%)	722,200	▲9,500 (▲1.3%)			527,400	▲6,900 (▲1.3%)	466,400	▲6,100 (▲1.3%)	438,800	▲5,800 (▲1.3%)
↓	↓	—	↓	—			↓	—	↓	—	↓	—
平成28年度	966,300	4,000 (+0.4%)	729,200	7,000 (+1.0%)			529,400	2,000 (+0.4%)	468,400	2,000 (+0.4%)	440,800	2,000 (+0.4%)
平成29年度	↓	—	↓	—	630,700	—	↓	—	↓	—	↓	—
↓	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—
令和2年度	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—	↓	—

<参考>一般職及び国県の特別職の改定状況

年度	一般職				特別職※	
	人事院勧告	新潟県人事委員会勧告	上越市	改定月	国	新潟県
平成21年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.2%)	国と同様	県準拠	H21.12~	引下げ (▲0.3%)	↓
平成22年度	若年層を除く職員の引下げ(平均▲0.1%) ※55歳を超える職員はさらに▲1.5%	国と同様の給料表の改定をした上で、3級以上▲1.18%	〃	H22.12~	引下げ (▲0.2%)	↓
平成23年度	40歳台以上の職員を対象に引下げ (平均▲0.23%)	据置き	〃	—	引下げ (▲0.5%)	↓
平成24年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上▲1.09%	〃	H25.4~	↓	↓
平成25年度	据置き	民間給与格差に基づく給与改定は行わず、3級以上▲1.03%	〃	—	↓	↓
平成26年度	若年層に限定した引上げ (平均+0.3%)	若年層に限定した引上げ (平均+0.1%)	〃	H26.4~	↓	↓
	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲2%)	一部若年層職員を除き引下げ (平均▲1.4%)		H27.4~		
平成27年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.4%)	国と同様(平均+0.11%)	〃	H27.4~	引上げ (+0.1%)	引上げ (+0.1%)
平成28年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.14%)	〃	H28.4~	↓	引上げ (+0.4%)
平成29年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.12%)	〃	H29.4~	↓	引上げ (+0.8%)
平成30年度	若年層を重点に全級号俸の月額を引上げ (平均+0.2%)	国と同様(平均+0.15%)	〃	H30.4~	↓	引上げ (+0.8%)
令和元年度	若年層職員の月額を引上げ (平均+0.1%)	国と同様(平均+0.08%)	〃	H31.4~	↓	引上げ (+0.8%)
令和2年度	据置き	据置き	〃	—	↓	↓

※国及び県の特別職は、国は内閣総理大臣等の俸給月額、県は知事等の給料月額の改定状況

資料 4

特別職の年間給与支給額（令和3年度見込み）

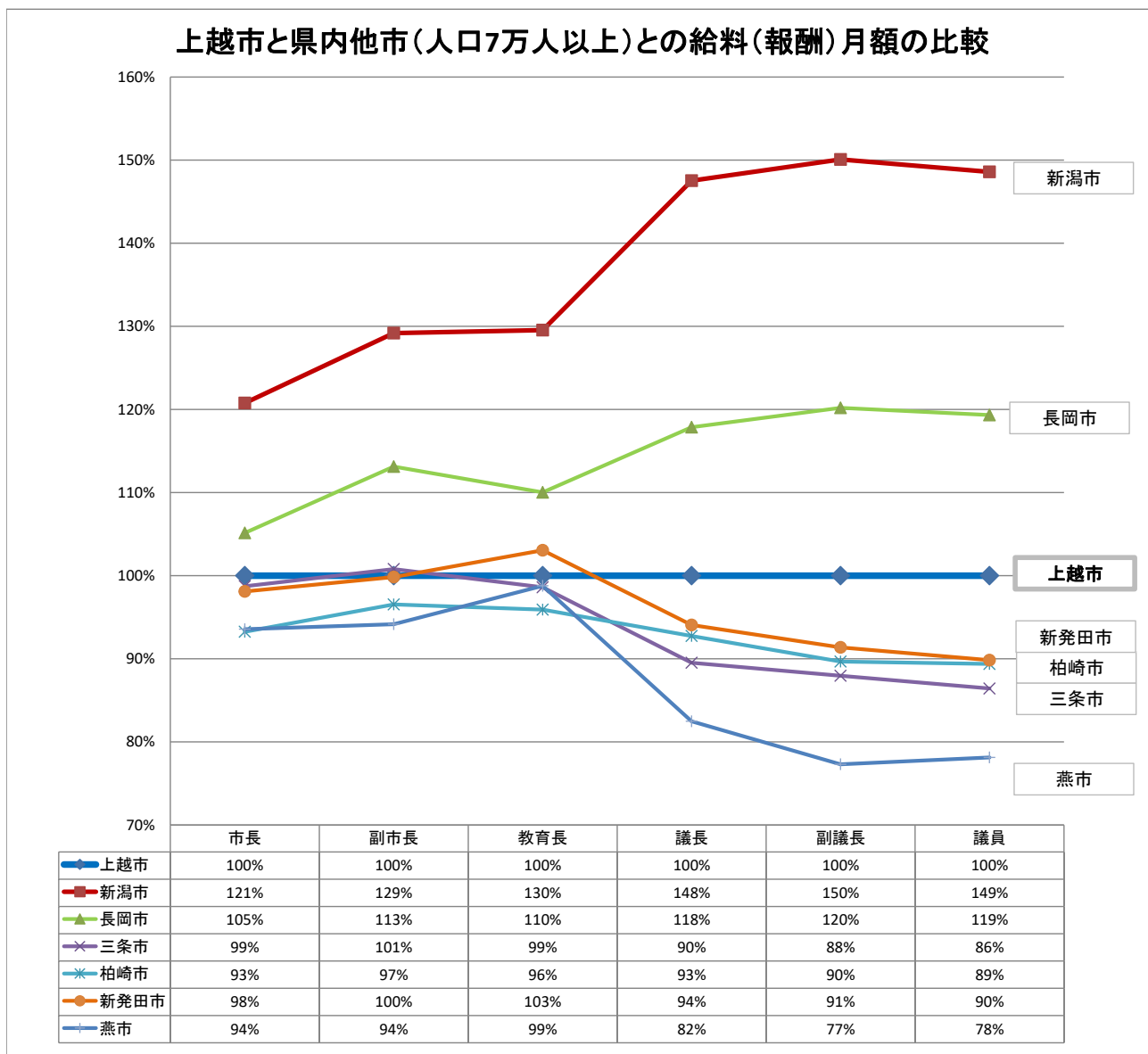
給与等 区分	給料・報酬総額		期末手当総額						合計 (A)+(B) 円
	月額	年額(A) 円	6月		12月		計		
			支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額 円	支給率 月	支給額(B) 円	
市長	966,300	11,595,600	1.675	1,942,263	1.625	1,884,285	3.30	3,826,548	15,422,148
	869,670	10,436,040	1.675	1,748,036	1.625	1,695,856	3.30	3,443,892	13,879,932
副市長	729,200	8,750,400	1.675	1,465,692	1.625	1,421,940	3.30	2,887,632	11,638,032
	656,280	7,875,360	1.675	1,319,122	1.625	1,279,746	3.30	2,598,868	10,474,228
教育長	630,700	7,568,400	1.675	1,267,707	1.625	1,229,865	3.30	2,497,572	10,065,972
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議長	529,400	6,352,800	1.675	1,064,094	1.625	1,032,330	3.30	2,096,424	8,449,224
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
副議長	468,400	5,620,800	1.675	941,484	1.625	913,380	3.30	1,854,864	7,475,664
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議員	440,800	5,289,600	1.675	886,008	1.625	859,560	3.30	1,745,568	7,035,168
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 下段の数値は、市長就任時の公約として、平成22年4月から市長、副市長の給与月額、期末手当額を10%減額したもの

県内20市の特別職の報酬額等の状況（令和2年4月1日現在）

	住民基本台帳人口 (R2.4.1現在)			市 長				副 市 長				教 育 長				議 長				副 議 長				議 員														
	人	順位	適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	給料月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	報酬月額		特例減 額措置	減額後の月額		適用 年月日	報酬月額		特例減 額措置	減額後の月額							
				円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位	円	順位	円	順位	円	順位
上 越 市	190,042	3	H28.4.1	966,300	3	△10%	869,670	7	H28.4.1	729,200	4	△10%	656,280	7	H29.7.27	630,700	4	—	630,700	3	H28.4.1	529,400	3	—	529,400	3	H28.4.1	468,400	3	—	468,400	3	H28.4.1	440,800	3	—	440,800	3
新 潟 市	786,625	1	H28.4.1	1,167,000	1	△20%	933,600	3	H28.4.1	942,000	1	△10%	847,800	1	H23.4.1	817,000	1	△10%	735,300	1	H28.4.1	781,000	1	△10%	702,900	1	H28.4.1	703,000	1	△10%	632,700	1	H28.4.1	655,000	1	△10%	589,500	1
長 岡 市	267,642	2	H22.4.1	1,016,000	2	—	1,016,000	1	H22.4.1	825,000	2	—	825,000	2	H22.4.1	694,000	2	—	694,000	2	H27.5.1	624,000	2	—	624,000	2	H27.5.1	563,000	2	—	563,000	2	H27.5.1	526,000	2	—	526,000	2
三 条 市	96,517	5	H30.4.1	954,000	4	—	954,000	2	H30.4.1	735,000	3	—	735,000	3	H30.4.1	622,000	6	—	622,000	5	H30.4.1	474,000	6	—	474,000	6	H30.4.1	412,000	6	—	412,000	6	H30.4.1	381,000	6	—	381,000	6
柏 崎 市	82,284	6	H25.4.1	901,000	7	—	901,000	5	H25.4.1	704,000	6	—	704,000	4	H29.4.1	605,000	7	—	605,000	7	H16.4.1	491,000	5	—	491,000	5	H16.4.1	420,000	5	—	420,000	5	H16.4.1	394,000	5	—	394,000	5
新 発 田 市	96,614	4	H9.4.1	948,000	5	△5%	900,600	6	H9.4.1	728,000	5	△5%	691,600	5	H27.4.1	650,000	3	△5%	617,500	6	H19.5.1	498,000	4	—	498,000	4	H19.5.1	428,000	4	—	428,000	4	H19.5.1	396,000	4	—	396,000	4
小 千 谷 市	34,883	17	H28.4.1	851,000	9	—	851,000	9	H28.4.1	644,000	10	—	644,000	10	H28.4.1	568,000	12	—	568,000	12	H28.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H28.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H28.4.1	305,000	9	—	305,000	9
加 茂 市	26,501	20	H22.4.1	812,300	15	△15%	690,400	19	H22.4.1	622,200	15	△10%	559,900	19	H22.4.1	545,200	17	△5%	517,900	19	H17.12.1	375,900	14	△3%	364,600	16	H17.12.1	311,100	14	△3%	301,700	15	H17.12.1	293,100	15	△3%	284,300	15
十 日 町 市	51,568	11	H17.4.1	833,200	10	—	833,200	10	H27.4.1	649,900	9	—	649,900	9	H17.4.1	592,700	9	—	592,700	9	H17.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H17.4.1	316,000	13	—	316,000	13	H17.4.1	300,000	11	—	300,000	11
見 附 市	40,099	15	H29.4.1	803,700	16	—	803,700	14	H29.4.1	613,500	17	—	613,500	14	H18.4.1	601,500	8	—	601,500	8	H15.4.1	364,000	18	—	364,000	18	H15.4.1	305,000	15	—	305,000	14	H15.4.1	294,000	14	—	294,000	14
村 上 市	58,827	8	H30.4.1	800,400	18	△15%	680,340	20	H30.4.1	614,300	16	△15%	522,155	20	H30.4.1	545,400	16	△15%	463,590	20	H21.12.1	359,000	19	△10%	323,100	20	H21.12.1	295,000	19	△10%	265,500	20	H21.12.1	273,000	19	△10%	245,700	20
燕 市	78,933	7	H31.4.1	904,100	6	—	904,100	4	H31.4.1	686,700	7	—	686,700	6	H31.4.1	623,000	5	—	623,000	4	H31.4.1	436,600	7	—	436,600	7	H31.4.1	362,100	7	—	362,100	7	H31.4.1	344,400	7	—	344,400	7
糸 魚 川 市	41,783	13	H30.4.1	820,000	13	—	820,000	13	H30.4.1	630,000	13	—	630,000	12	H30.4.1	576,000	11	—	576,000	11	H30.4.1	387,000	13	—	387,000	13	H30.4.1	319,000	12	—	319,000	12	H30.4.1	300,000	11	—	300,000	11
妙 高 市	31,751	18	H28.4.1	801,200	17	—	801,200	15	H28.4.1	603,400	18	—	603,400	15	H28.4.1	528,100	20	—	528,100	18	H28.4.1	364,500	17	—	364,500	17	H28.4.1	297,200	18	—	297,200	18	H28.4.1	284,100	16	—	284,100	16
五 泉 市	49,426	12	H30.4.1	859,000	8	—	859,000	8	H30.4.1	655,000	8	—	655,000	8	H30.4.1	588,000	10	—	588,000	10	H30.4.1	405,000	8	—	405,000	8	H30.4.1	331,000	8	—	331,000	8	H30.4.1	313,000	8	—	313,000	8
阿 賀 野 市	41,702	14	H28.4.1	829,000	11	—	829,000	11	H28.4.1	635,000	11	—	635,000	11	H28.5.22	560,000	15	—	560,000	14	H31.4.1	368,800	15	—	368,800	14	H31.4.1	300,700	17	—	300,700	17	H31.4.1	276,700	17	—	276,700	17
佐 渡 市	52,053	10	H28.4.1	750,000	20	—	750,000	17	H28.4.1	585,000	19	—	585,000	17	H29.5.8	530,000	18	—	530,000	16	H22.4.1	347,900	20	—	347,900	19	H22.4.1	285,100	20	—	285,100	19	H22.4.1	268,200	20	—	268,200	19
魚 沼 市	35,433	16	H22.4.1	780,000	19	—	780,000	16	H22.4.1	585,000	19	—	585,000	17	H22.4.1	530,000	18	—	530,000	16	H17.7.3	390,000	12	—	390,000	12	H17.7.3	320,000	11	—	320,000	11	H17.7.3	300,000	11	—	300,000	11
南 魚 沼 市	55,884	9	H30.4.1	823,300	12	—	823,300	12	H30.4.1	627,800	14	—	627,800	13	H30.4.1	564,800	13	—	564,800	13	H30.4.1	392,000	9	—	392,000	9	H30.4.1	322,000	9	—	322,000	9	H30.4.1	305,000	9	—	305,000	9
胎 内 市	28,781	19	H17.9.1	815,000	14	△10%	733,000	18	H17.9.1	635,000	11	△5%	603,000	16	H27.12.1	564,000	14	△5%	535,000	15	H30.10.1	365,000	16	—	365,000	15	H30.10.1	301,000	16	—	301,000	16	H30.10.1	275,000	18	—	275,000	18

○上越市と県内他市(人口7万人以上)との給料(報酬)月額について比較するもの
 ○上越市の給料(報酬)月額を100%として比較



○上越市の給料(報酬)月額との比較

項目	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
上越市	966,300	729,200	630,700	529,400	468,400	440,800
(差額)	-	-	-	-	-	-
新潟市	1,167,000	942,000	817,000	781,000	703,000	655,000
(差額)	200,700	212,800	186,300	251,600	234,600	214,200
長岡市	1,016,000	825,000	694,000	624,000	563,000	526,000
(差額)	49,700	95,800	63,300	94,600	94,600	85,200
三条市	954,000	735,000	622,000	474,000	412,000	381,000
(差額)	△ 12,300	5,800	△ 8,700	△ 55,400	△ 56,400	△ 59,800
柏崎市	901,000	704,000	605,000	491,000	420,000	394,000
(差額)	△ 65,300	△ 25,200	△ 25,700	△ 38,400	△ 48,400	△ 46,800
新潟市	948,000	728,000	650,000	498,000	428,000	396,000
(差額)	△ 18,300	△ 1,200	19,300	△ 31,400	△ 40,400	△ 44,800
燕市	904,100	686,700	623,000	436,600	362,100	344,400
(差額)	△ 62,200	△ 42,500	△ 7,700	△ 92,800	△ 106,300	△ 96,400

施行時特例市25市の特別職の報酬額等の状況（令和2年4月1日現在）

資料6

	住民基本台帳人口 (R2.4.1現在)		市 長						副 市 長						教 育 長						議 長						副 議 長						議 員					
	人	順位	適 用 年 月 日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年 月 日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年 月 日	給料月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年 月 日	報酬月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年 月 日	報酬月額		減額 措置	減額後月額		適 用 年 月 日	報酬月額		減額 措置	減額後月額	
				円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位		円	順位
上 越 市	190,042	24	H28.4.1	966,300	19	△10%	869,670	23	H28.4.1	729,200	25	△10%	656,280	24	H29.7.27	630,700	25	-	630,700	23	H28.4.1	529,400	25	-	529,400	25	H28.4.1	468,400	24	-	468,400	24	H28.4.1	440,800	24	-	440,800	24
つくば市 (茨城県)	238,014	13	H6.4.1	927,000	24	-	927,000	19	H6.4.1	762,000	24	-	762,000	20	H6.4.1	680,000	23	-	680,000	21	H6.4.1	547,000	21	-	547,000	21	H6.4.1	480,000	21	-	480,000	21	H6.4.1	447,000	23	-	447,000	23
伊勢崎市 (群馬県)	213,167	20	H21.4.1	964,000	20	-	964,000	15	H21.4.1	812,000	16	-	812,000	13	H21.4.1	693,000	19	-	693,000	17	H18.5.1	555,000	19	-	555,000	19	H18.5.1	505,000	17	-	505,000	17	H18.5.1	485,000	15	-	485,000	15
太田市 (群馬県)	224,570	17	H17.3.28	1,010,000	10	-	1,010,000	9	H17.3.28	855,000	8	-	855,000	8	H17.3.28	735,000	11	-	735,000	10	H19.4.1	560,000	17	-	560,000	17	H19.4.1	515,000	15	-	515,000	15	H19.4.1	485,000	15	-	485,000	15
熊谷市 (埼玉県)	196,223	21	H25.1.1	920,000	25	-	920,000	20	H25.1.1	776,000	21	-	776,000	17	H25.1.1	718,000	15	-	718,000	14	H17.10.1	542,000	22	-	542,000	22	H17.10.1	470,000	23	-	470,000	23	H17.10.1	450,000	21	-	450,000	21
所沢市 (埼玉県)	343,912	2	H21.4.1	1,029,000	7	-	1,029,000	6	H21.4.1	876,000	5	-	876,000	5	H21.4.1	781,000	3	-	781,000	3	H8.4.1	660,000	6	-	660,000	6	H8.4.1	580,000	10	-	580,000	10	H8.4.1	560,000	6	-	560,000	6
春日部市 (埼玉県)	233,841	15	H22.1.1	982,000	17	△10%	883,800	22	H22.1.1	832,000	11	△10%	748,800	21	H22.1.1	761,000	7	-	761,000	7	H22.4.1	537,000	24	-	537,000	24	H22.4.1	478,000	22	-	478,000	22	H22.4.1	450,000	21	-	450,000	21
草加市 (埼玉県)	242,232	11	H12.4.1	1,040,000	5	-	1,040,000	5	H12.4.1	875,000	6	-	875,000	6	H12.4.1	750,000	8	-	750,000	8	H12.4.1	540,000	23	-	540,000	23	H12.4.1	505,000	17	-	505,000	17	H12.4.1	470,000	18	-	470,000	18
平塚市 (神奈川県)	256,837	8	H16.4.1	997,000	12	-	997,000	10	H16.4.1	829,000	12	-	829,000	10	H16.4.1	726,000	13	-	726,000	12	H16.4.1	615,000	13	-	615,000	13	H16.4.1	540,000	13	-	540,000	13	H16.4.1	502,000	12	-	502,000	12
小田原市 (神奈川県)	189,934	25	H16.4.1	988,000	15	-	988,000	12	H16.4.1	817,000	15	-	817,000	12	H16.4.1	706,000	16	-	706,000	15	H16.4.1	586,000	15	-	586,000	15	H16.4.1	511,000	16	-	511,000	16	H16.4.1	475,000	17	-	475,000	17
茅ヶ崎市 (神奈川県)	243,801	10	H20.10.1	930,000	23	-	930,000	18	H20.10.1	763,000	23	-	763,000	19	H27.4.1	692,000	20	-	692,000	18	H10.7.1	560,000	17	-	560,000	17	H10.7.1	484,000	20	-	484,000	20	H10.7.1	453,000	19	-	453,000	19
厚木市 (神奈川県)	223,981	19	H17.12.1	958,000	21	△30%	670,600	24	H17.12.1	780,000	20	△13%	678,600	23	H27.10.1	706,000	16	△7%	656,580	22	H8.4.1	566,000	16	-	566,000	16	H8.4.1	490,000	19	-	490,000	19	H8.4.1	452,000	20	-	452,000	20
大和市 (神奈川県)	238,530	12	H22.12.1	943,000	22	-	943,000	16	H22.12.1	764,000	22	-	764,000	18	H22.12.1	682,000	21	-	682,000	19	H22.12.1	549,000	20	-	549,000	20	H22.12.1	466,000	25	-	466,000	25	H22.12.1	439,000	25	-	439,000	25
長岡市 (新潟県)	267,642	6	H22.4.1	1,016,000	9	-	1,016,000	8	H22.4.1	825,000	13	-	825,000	11	H22.4.1	694,000	18	-	694,000	16	H27.5.1	624,000	11	-	624,000	11	H27.5.1	563,000	11	-	563,000	11	H27.5.1	526,000	10	-	526,000	10
松本市 (長野県)	237,837	14	H27.4.1	1,027,000	8	-	1,027,000	7	H27.4.1	843,000	10	-	843,000	9	H27.4.1	729,000	12	-	729,000	11	H27.4.1	617,000	12	-	617,000	12	H27.4.1	554,000	12	-	554,000	12	H27.4.1	497,000	13	-	497,000	13
沼津市 (静岡県)	194,207	22	H19.4.1	1,005,000	11	△10%	904,500	21	H19.4.1	800,000	17	-	800,000	14	H27.4.1	725,000	14	-	725,000	13	H19.4.1	600,000	14	-	600,000	14	H19.4.1	537,000	14	-	537,000	14	H19.4.1	493,000	14	-	493,000	14
富士市 (静岡県)	252,605	9	H25.4.1	990,000	13	-	990,000	11	H25.4.1	800,000	17	-	800,000	14	H27.12.24	742,000	10	-	742,000	9	H25.4.1	653,000	8	-	653,000	8	H25.4.1	594,000	7	-	594,000	7	H25.4.1	524,000	11	-	524,000	11
一宮市 (愛知県)	384,790	1	H27.4.1	1,082,000	3	-	1,082,000	3	H27.4.1	889,000	4	-	889,000	4	H31.4.1	783,000	2	-	783,000	2	H27.5.1	639,000	10	-	639,000	10	H27.5.1	587,000	8	-	587,000	8	H27.5.1	545,000	8	-	545,000	8
春日井市 (愛知県)	311,326	4	H30.4.1	1,072,000	4	-	1,072,000	4	H30.4.1	894,000	3	-	894,000	3	H30.4.1	779,000	4	-	779,000	4	H30.4.1	646,000	9	-	646,000	9	H30.4.1	584,000	9	-	584,000	9	H30.4.1	536,000	9	-	536,000	9
四日市市 (三重県)	311,527	3	R2.4.1	1,120,000	1	-	1,120,000	1	R2.4.1	911,000	1	-	911,000	1	R2.4.1	767,000	6	-	767,000	6	H30.4.1	693,000	3	-	693,000	3	H30.4.1	631,000	3	-	631,000	3	H30.4.1	591,000	3	-	591,000	3
岸和田市 (大阪府)	193,615	23	H30.4.1	990,000	13	△35%	643,500	25	H30.4.1	850,000	9	△25%	637,500	25	H30.4.1	750,000	8	△25%	562,500	25	H30.4.1	660,000	6	-	660,000	6	H30.4.1	630,000	4	-	630,000	4	H30.4.1	600,000	2	-	600,000	2
茨木市 (大阪府)	282,705	5	H30.4.1	983,000	16	-	983,000	13	H30.4.1	858,000	7	-	858,000	7	H30.4.1	785,000	1	-	785,000	1	H23.4.1	758,000	1	-	758,000	1	H23.4.1	708,000	1	-	708,000	1	H23.4.1	664,000	1	-	664,000	1
加古川市 (兵庫県)	263,524	7	R2.4.1	1,094,000	2	-	1,094,000	2	R2.4.1	904,000	2	-	904,000	2	R2.4.1	779,000	4	-	779,000	4	R2.4.1	673,000	5	-	673,000	5	R2.4.1	610,000	5	-	610,000	5	R2.4.1	563,000	5	-	563,000	5
宝塚市 (兵庫県)	224,434	18	H27.4.1	978,000	18	-	978,000	14	H27.4.1	795,800	19	-	795,800	16	H27.4.1	682,000	21	-	682,000	19	H27.4.1	711,700	2	-	711,700	2	H27.4.1	639,400	2	-	639,400	2	H27.4.1	587,000	4	-	587,000	4
佐賀市 (佐賀県)	231,896	16	H24.4.1	1,039,000	6	△10%	935,100	17	H24.4.1	820,000	14	△10%	738,000	22	H24.4.1	679,000	24	△10%	611,100	24	H24.4.1	692,000	4	-	692,000	4	H24.4.1	607,000	6	-	607,000	6	H24.4.1	553,000	7	-	553,000	7

※施行時特例市：法定人口が20万人以上を条件とする特例市(H12.4.1施行)が、平成27年4月1日の特例市制度廃止により、特例的に施行時特例市に移行。
 ※都道府県の事務権限の一部が市へ委譲され、事務執行の財源として地方交付税が増額される(委譲事務：都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務等)

県内他団体（県、他市19市）の動向

(令和3年1月18日時点)

●特別職の報酬等の審議状況

団体名	審議会		審議結果 (答申内容)	取扱方針 (予定含む)
	開催	開催期日		
新潟県	予定なし	—	<据置>	—
新潟市	開催済	R2年11月10日	<据置>	俸給・報酬月額は据置、期末手当は0.05月引下
長岡市	する	R3年1月(書面開催)	—	未定
三条市	する	R3年1月22日	—	未定
柏崎市	予定なし	—	<据置>	—
新発田市	開催済	R2年11月13日	<据置>	国家公務員及び一般職の改定状況等を踏まえ据置
小千谷市	予定なし	—	<据置>	—
加茂市	予定なし	—	<据置>	—
十日町市	する	R3年1月26日	—	未定
見附市	する	R3年2月上旬	—	未定
村上市	予定なし	—	<据置>	—
燕市	開催済	R3年1月13日	<据置>	国家公務員及び一般職の改定状況等を踏まえ据置
糸魚川市	する	R3年2月3日	—	未定
妙高市	する	R3年2月中	—	未定
五泉市	予定なし	—	<据置>	—
阿賀野市	する	R3年1月～2月	—	未定
佐渡市	予定なし	—	<据置>	—
魚沼市	予定なし	—	<据置>	—
南魚沼市	する	R3年1月～2月	—	未定
胎内市	予定なし	—	<据置>	—

		団体数	団体名
開催	据置	3	新潟市、新発田市、燕市
	引上	0	
	引下	0	
	未定	8	長岡市、三条市、十日町市、見附市、糸魚川市、妙高市、阿賀野市、南魚沼市
開催予定なし(据置)		9	新潟県、柏崎市、小千谷市、加茂市、村上市、五泉市、佐渡市、魚沼市、胎内市

●特例減額措置を実施する団体（新型コロナウイルス感染症関連以外）

団体名	内容	期間
新潟県	知事20%、副知事15%、教育長15% 議長・副議長含む議員10%	R1年11月からR6年3月まで ※1 (4年5か月)
新潟市	市長20%、副市長10%	R2年1月からR4年3月まで (2年3か月)
新発田市	市長5%、副市長5%、教育長5%	H31年4月からR4年11月まで (3年8か月)
加茂市	市長15%、副市長10%、教育長5%、 議長・副議長含む議員3%	R1年8月からR5年5月まで ※2 (3年10か月)
胎内市	市長10%、副市長5%、教育長5%	R2年4月からR3年10月まで (1年7か月)

※1 議員はR1年11月からR5年4月まで
 ※2 教育長はR1年8月からR4年6月まで
 議員はR2年1月からR5年4月まで

〈参考〉上越市の状況

団体名	内容	期間
上越市	市長10%、副市長10%	H22年4月から (市長任期中)

●特例減額措置を実施する団体（新型コロナウイルス感染症関連）

団体名	内容	期間
新潟市	議長・副議長含む議員10%	R2年6月からR3年5月まで (1年0か月)
村上市	市長15%、副市長15%、教育長15% 議長・副議長含む議員10%	R2年6月からR3年3月まで ※3 (10か月)

※3 議員はR2年7月からR3年3月まで

特別職の期末手当に係る支給月数の改定

1 改定内容

新潟県（人事委員会勧告等）の取扱いに準じて、議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引下げ。

（単位：支給月数）

区 分	改定前	改定後	比 較
6月期	1.675	1.675	▲0.050
12月期	1.675	1.625	
年間計	3.350	3.300	

2 改定日

令和2年12月1日

3 改定前・後の支給額

（単位：円）

区 分	改定前	改定後	比 較
市 長	3,496,072	3,443,892	▲52,180
副市長	2,638,244	2,598,868	▲39,376
教育長	2,535,414	2,497,572	▲37,842
議 長	2,128,188	2,096,424	▲31,764
副議長	1,882,968	1,854,864	▲28,104
議 員	1,772,016	1,745,568	▲26,448

4 これまでの改定経過

（単位：支給月数）

	議長・副議長・議員・市長・副市長（助役）・教育長
平成23年度	2.950
平成24年度	↓
平成25年度	↓
平成26年度	3.100
平成27年度	3.150
平成28年度	3.250
平成29年度	3.300
平成30年度	3.350
令和元年度	↓
令和2年度	3.300

≪【参考】一般職における期末・勤勉手当年間支給月数の改定≫

（単位：支給月数）

区 分	改正前	改正後	比 較
6月期	2.225	2.225	▲0.050
12月期	2.225	2.175	
年間計	4.450	4.400	

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 特別給（ボーナス）の改定【令和2年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定
年間3.40月分 → 3.35月分（0.05月分引下げ）

2 施行期日

公布の日（一部の規定は令和3年4月1日）

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

令和2年給与等に関する報告の概要

令和2年11月6日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、この度、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与に関する報告を行いました。

なお、職員の期末・勤勉手当（ボーナス）については、10月23日に年間支給月数を0.05月引き下げるよう勧告しています。

今回の報告のポイント

月例給は、職員給与と民間給与が概ね均衡しているため改定なし

1 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,119民間事業所から、無作為に抽出された、255事業所の約5,700人について、本年4月分の給与等を実地調査（調査完了率 80.3%）

2 民間給与との較差に基づく月例給（給料表）の改定

職員給与については、「知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）」による減額措置がとられており、本年4月における職員給与と民間給与の較差は以下の表のとおりです。

なお、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、減額措置前の職員給与と民間給与を比較することとし、その結果、職員給与と民間給与が概ね均衡していることから、月例給の改定を行わないこととしました。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B）
373,983 円	減額措置前 374,229 円	▲246 円（▲0.07 %）
	（減額措置後）364,336 円	9,647 円（ 2.65 %）

※ 職員給与は、行政職給料表適用職員（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.8年）で、諸手当（地域手当、扶養手当等）を含む。

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 職員の勤務時間等

昨年4月から、時間外勤務命令を行うことができる上限時間を設定しており、任命権者における時間外勤務の状況を把握し、長時間勤務の是正に向けた取組を実施

また、教職員の長時間勤務については、昨年12月に教育委員会が、働き方改革を進めるための方針を策定しており、今後も多忙化解消に向けた取組が必要

上越市の経済状況

令和2年10月15日

市内経済の基調判断

市内経済は、一部で改善の兆しがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済活動の停滞により厳しい状況にある。

雇用については、雇用調整助成金の活用など市内企業の努力により確保されているものの、求人の動きが弱くなっている。

【景況感】 一部の業種で改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある。

【金融】 国・県・市・商工団体などの支援により、資金繰りは安定しているものの、今後の消費、需給の動向により悪化が懸念される。

設備投資は、全国平均以上の水準にはあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により低下している。

【製造業】 厳しい状況にあり、一部の業種では持ち直しがみられるものの、今後の状況が不透明であることから、先行きへの不安感は高い。

【建設業】 厳しい状況にあるものの、総合工事業と設備工事業では持ち直しの動きが、職別工事業では下げ止まりの傾向がみられる。

【小売業・サービス業】 持ち直しが期待できるものの、依然として厳しい状況が続いている。

【雇用】 ハローワーク上越管内の有効求人倍率は、全体で5月に1.04倍まで悪化したものの、6月から回復に転じ、7月は1.16倍まで持ち直したが、8月は1.10倍とわずかに悪化した。パートにおいては依然として1.0倍を下回っており、求人を控える動きがみられる。



新潟県

新潟県の経済動向

令和 3 年 1 月 12 日

県内経済の概況（10月～12月）

県内経済は、新型コロナウイルス感染拡大による国内外経済の停滞が与える影響などから、一部で依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる。

- ・ 個人消費・物価は、持ち直している。
- ・ 住宅投資は、弱含んでいる。
- ・ 公共投資は、弱い動きとなっている。
- ・ 設備投資は、弱い動きがみられる。
- ・ 生産は、持ち直している。
- ・ 企業は、厳しい状況にあるものの、下げ止まりの動きがみられる。
- ・ 雇用は、弱い動きとなっている。

【 参 考 】

○新潟県景気動向指数（令和 2 年12月28日）

令和 2 年10月の景気動向指数（CI）の一致指数は、82.5となり、前月から8.5ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。

○国内経済の動向（内閣府「月例経済報告」令和 2 年12月22日）

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

- ・ 個人消費は、一部に足踏みもみられるが、総じてみれば持ち直している。
- ・ 設備投資は、このところ減少している。
- ・ 輸出は、増加している。
- ・ 生産は、持ち直している。
- ・ 企業収益は、大幅な減少が続いているものの、総じてその幅には縮小がみられる。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の動きがみられる。
- ・ 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。
- ・ 消費者物価は、横ばいとなっている。

新潟県総務管理部統計課
 担当：調査解析班 八越・小熊
 電話：025-280-5122
 （内線 2448）
 ngt010190@pref.niigata.lg.jp

県内20市の納税義務者一人当たりの課税対象所得の推移

※ 上段 一人当たりの課税対象所得
 ※ 下段 県内順位

【単位:千円】

市名	平成25年度	前年比	平成26年度	前年比	平成27年度	前年比	平成28年度	前年比	平成29年度	前年比	平成30年度	前年比	令和元年度	前年比
上越市	2,740	-1.27%	2,778	1.39%	2,791	0.47%	2,814	1.30%	2,830	0.57%	2,859	1.03%	2,874	1.55%
	2位		2位		2位		2位		2位		2位		-	
新潟市	2,872	-0.02%	2,904	1.12%	2,932	0.95%	2,942	1.33%	3,001	1.98%	3,041	1.36%		
	1位		1位		1位		1位		1位		1位			
長岡市	2,712	0.18%	2,725	0.46%	2,756	1.14%	2,805	2.94%	2,819	0.51%	2,850	1.07%		
	3位		4位		3位		4位		3位		3位			
三条市	2,615	0.42%	2,645	1.13%	2,666	0.79%	2,811	6.27%	2,740	-2.54%	2,760	0.74%		
	5位		5位		6位		3位		6位		6位			
柏崎市	2,692	-1.82%	2,725	1.24%	2,734	0.34%	2,771	1.68%	2,789	0.65%	2,807	0.63%		
	4位		3位		4位		5位		4位		4位			
新発田市	2,542	-0.78%	2,562	0.79%	2,563	0.02%	2,596	1.32%	2,638	1.62%	2,643	0.18%		
	8位		8位		8位		7位		7位		7位			
小千谷市	2,526	-1.66%	2,500	-1.02%	2,533	1.31%	2,573	2.92%	2,578	0.21%	2,602	0.93%		
	9位		11位		10位		8位		9位		9位			
加茂市	2,410	-0.15%	2,525	4.77%	2,458	-2.65%	2,444	-3.22%	2,448	0.18%	2,483	1.43%		
	15位		9位		14位		15位		15位		15位			
十日町市	2,341	-0.44%	2,370	1.24%	2,390	0.85%	2,402	1.34%	2,422	0.86%	2,434	0.50%		
	19位		19位		19位		18位		18位		19位			
見附市	2,423	0.55%	2,446	0.95%	2,486	1.63%	2,506	2.45%	2,512	0.22%	2,561	1.98%		
	13位		14位		11位		12位		11位		12位			
村上市	2,354	-0.08%	2,370	0.67%	2,400	1.28%	2,416	1.95%	2,447	1.28%	2,433	-0.59%		
	18位		18位		18位		16位		16位		20位			
燕市	2,602	0.60%	2,630	1.08%	2,687	2.19%	2,703	2.78%	2,749	1.69%	2,765	0.61%		
	6位		6位		5位		6位		5位		5位			
糸魚川市	2,491	0.14%	2,508	0.66%	2,533	1.02%	2,540	1.29%	2,586	1.80%	2,604	0.71%		
	10位		10位		9位		10位		8位		8位			
妙高市	2,546	-0.67%	2,580	1.32%	2,604	0.94%	2,570	-0.39%	2,566	-0.16%	2,599	1.29%		
	7位		7位		7位		9位		10位		10位			
五泉市	2,286	0.43%	2,342	2.45%	2,380	1.61%	2,354	0.48%	2,407	2.26%	2,439	1.33%		
	20位		20位		20位		20位		20位		18位			
阿賀野市	2,389	0.74%	2,388	0.79%	2,463	3.12%	2,402	0.56%	2,435	1.39%	2,450	0.61%		
	17位		17位		13位		19位		17位		17位			
佐渡市	2,398	-0.60%	2,414	0.65%	2,412	-0.06%	2,410	-0.14%	2,407	-0.12%	2,453	1.89%		
	16位		15位		17位		17位		19位		16位			
魚沼市	2,419	-0.04%	2,404	-0.60%	2,414	0.41%	2,453	2.04%	2,459	0.25%	2,485	1.04%		
	14位		16位		16位		14位		14位		14位			
南魚沼市	2,448	-0.61%	2,462	0.57%	2,455	-0.29%	2,535	2.96%	2,508	-1.08%	2,582	2.97%		
	12位		13位		15位		11位		13位		11位			
胎内市	2,449	-0.52%	2,468	0.76%	2,467	-0.04%	2,498	1.25%	2,511	0.52%	2,531	0.76%		
	11位		12位		12位		13位		12位		13位			

未公表

※納税義務者一人当たりの課税対象所得：全課税対象所得から全納税義務者数を除した値

※引用元：(平成26年度～平成30年度)内閣府 経済・財政と暮らしの指標「見える化ポータルサイト」URL: <http://www.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/index.php>
 (令和元年度)当市税務課から提供の課税対象所得及び納税義務者数により算出(上越市分のみ)

消費者物価指数（平成 27 年基準）の概況

【全 国】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として 101.3 令和元年同月期（102.3）と比較 して 1.0pt 下落	*総務省統計局「2015 年基準消費者物価指数 全国 2020 年(令和 2 年) 11 月分」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として 101.2 令和元年同月期（102.2）と比較 して 1.0pt 下落	
食料（酒類を除く）及びエ ネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として 101.8 令和元年同月期（102.1）と比較 して 0.3pt 下落	

【新潟市】

区 分	概況値	出 典
総合指数	平成 27 年を 100 として 100.7 令和元年同月期（102.0）と比較 して 1.3pt 下落	*新潟県総務管理部統 計課「新潟市消費者物価 指数（令和 2 年 11 月速 報）」より引用
生鮮食品を除く総合指数	平成 27 年を 100 として 100.6 令和元年同月期（101.9）と比較 して 1.3pt 下落	
食料（酒類を除く）及びエ ネルギーを除く総合指数	平成 27 年を 100 として 100.1 令和元年同月期（101.0）と比較 して 0.9pt 下落	

消費者物価指数

全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定するもので、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したもの。

（生計費の変化を測定するものではない。）

指数の基準年

基準年は、西暦年の末尾が 0 と 5 の年を基準時として、5 年ごとに改定（基準改定）しています。その際、併せて指数に採用する品目などの見直しも行っている。

※平成 28 年（2016 年）8 月に平成 27 年（2015 年）基準へ切替え

上越市普通会計決算状況の推移（過去10年分：平成22年度～令和元年度）

資料15

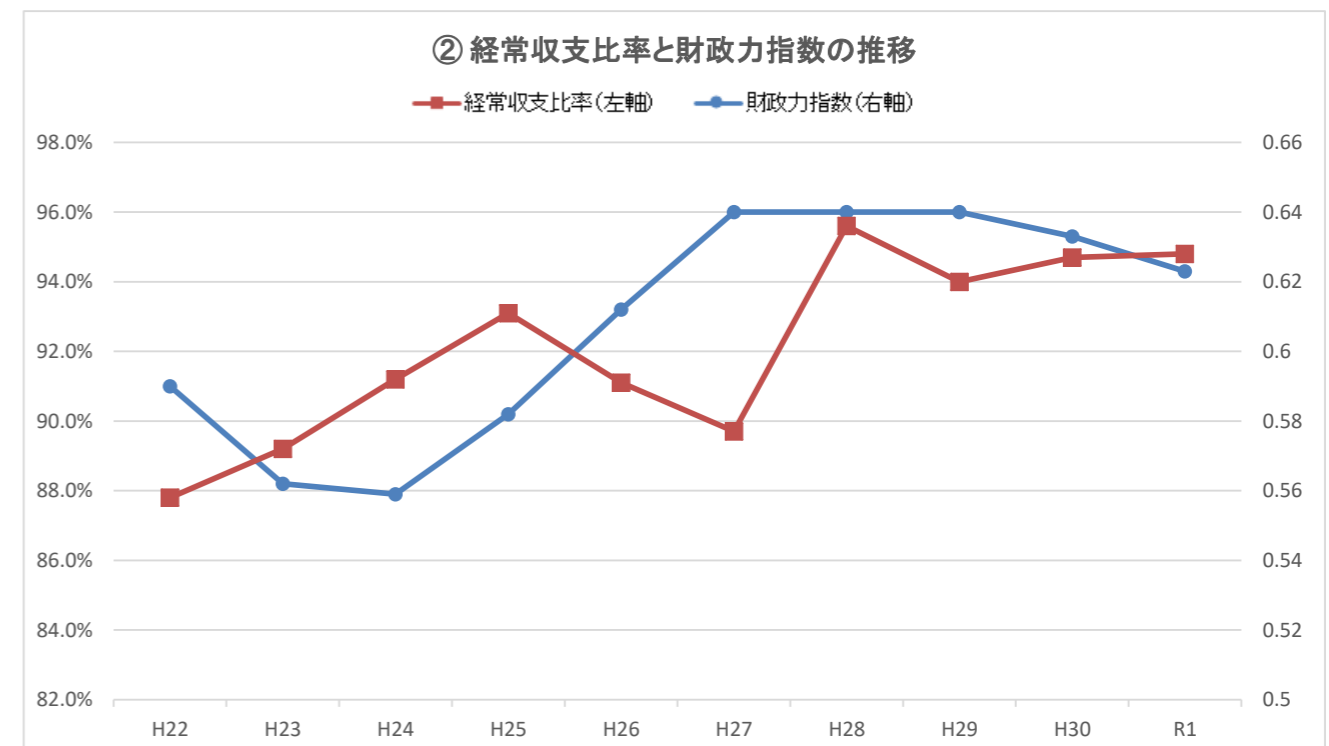
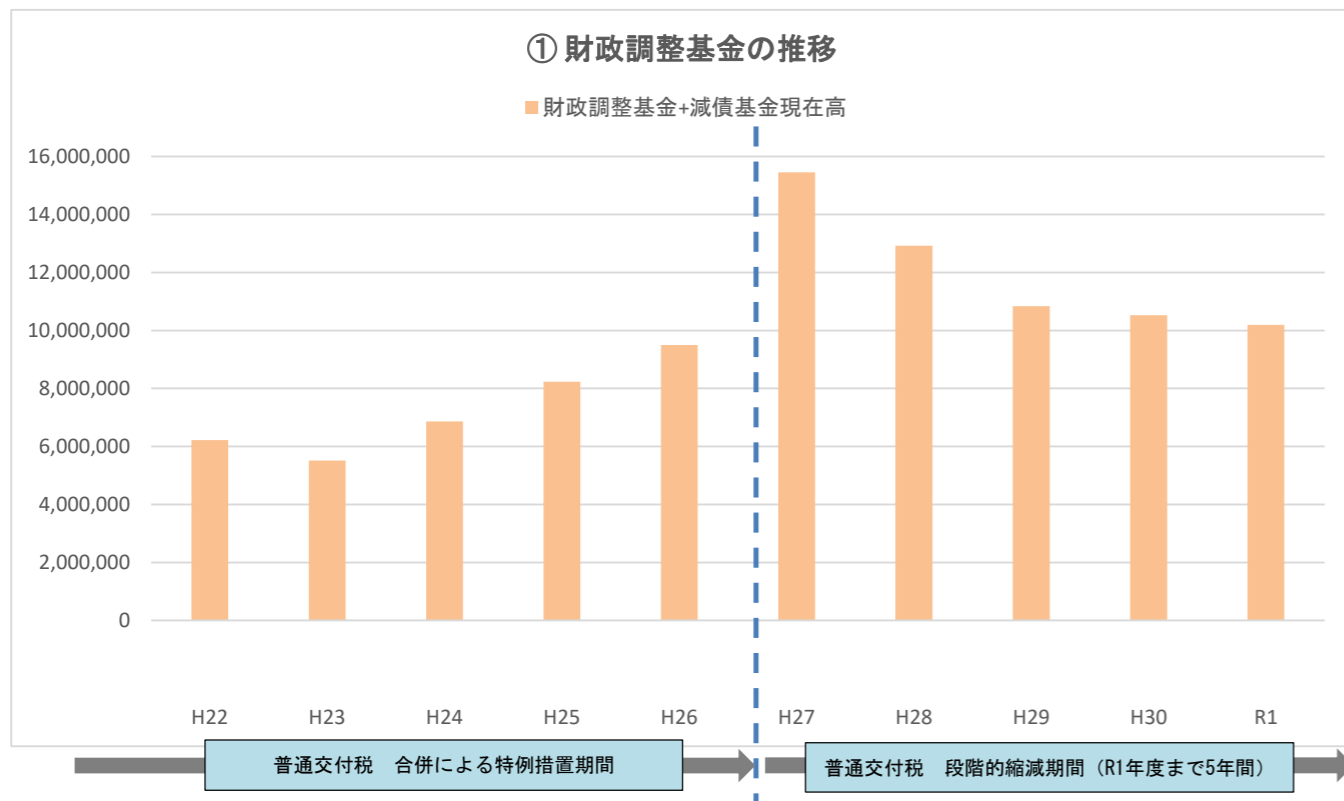
(単位:千円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歳入総額	113,644,657	115,657,070	128,239,124	111,273,605	113,188,150	104,643,145	111,785,834	113,983,722	100,669,650	102,378,761
歳出総額	110,214,452	111,300,540	123,709,809	106,846,588	108,326,199	102,504,280	109,304,704	109,458,074	96,613,117	97,972,706
歳入歳出差引	3,430,205	4,356,530	4,529,315	4,427,017	4,861,951	2,138,865	2,481,130	4,525,648	4,056,533	4,406,055
実質収支 ※1	2,475,545	3,115,095	3,811,116	3,589,570	4,356,403	1,849,769	1,831,402	3,275,102	3,071,240	3,811,335
実質収支比率 ※2	4.2%	5.3%	6.4%	6.0%	7.3%	3.1%	3.2%	5.8%	5.4%	6.8%
財政調整基金+減債基金現在高 ※3	6,216,388	5,516,362	6,857,186	8,228,746	9,497,010	15,456,881	12,925,333	10,835,350	10,520,023	10,188,899
前年度比	-	▲ 700,026	1,340,824	1,371,560	1,268,264	5,959,871	▲ 2,531,548	▲ 2,089,983	▲ 2,405,310	▲ 331,124
経常収支比率 ※4	87.8%	89.2%	91.2%	93.1%	91.1%	89.7%	95.6%	94.0%	94.7%	94.8%
人件費	22.6%	22.0%	23.8%	24.3%	23.7%	23.8%	24.8%	24.2%	24.5%	23.7%
財政力指数 ※5	0.590	0.562	0.559	0.582	0.612	0.640	0.640	0.640	0.633	0.623

①のグラフ

②のグラフ

②のグラフ



- ※1 実質収支
 - ・・・ 歳入歳出差引額（歳入総額－歳出総額）から、翌年度に繰越すべき財源額を差し引いたもの
- ※2 実質収支比率
 - ・・・ 実質収支（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額）の標準財政規模に対する割合
- ※3 財政調整基金
 - ・・・ 自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金
- ※4 経常収支比率
 - ・・・ 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合
 - ・・・ 新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい
- ※5 財政力指数
 - ・・・ 各自治体が標準的な行政を行う場合に必要一般財源額のうち、どの程度、地方税等の収入で賄えるかを示したものの

政務活動費について

政務活動費の趣旨・経緯

- 平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立し、平成 12 年地方自治法の一部改正により政務調査費交付制度が設立
- 平成 24 年の地方自治法の一部を改正する法律により、政務調査費交付制度を「政務活動費交付制度」に変更
 - ※交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改定
 - ※名称を「政務調査費」から「政務活動費」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを法に規定

上越市の政務活動費

- 平成 12 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 13 年 4 月 1 日に上越市議会政務調査費の交付に関する条例を制定・施行
- 平成 24 年の地方自治法の一部改正を受け、平成 24 年 12 月議会にて上越市議会政務活動費の交付に関する条例を制定

改定の経過

- 平成 13 年 4 月 1 日：月額 25,000 円（会派 12,500 円、議員 12,500 円）
- 平成 17 年 4 月 1 日：月額 50,000 円（会派 25,000 円、議員 25,000 円）
- 令和 2 年 5 月 1 日：月額 50,000 円（会派 12,500 円、議員 37,500 円）

〔政務活動の対象となる諸活動〕

- ① 会派、議員が市政全般の課題、議会で審議する案件について行う調査研究、情報収集のための活動
- ② 会派、議員が本会議や委員会等で行う質問、提案について行う調査研究、情報収集のための活動
- ③ 会派、議員が政策立案を行うための調査研究、情報収集のための活動
- ④ 会派、議員が国、都道府県、市町村の議員、行政関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑤ 会派、議員が要請、陳情を行うための活動
- ⑥ 会派、議員が各種団体関係者との意見交換、情報収集のために行う活動
- ⑦ 会派、議員が住民からの要望、相談、意見を聴取し、または、住民との意見交換のために行う活動
- ⑧ 会派、議員が住民に対して行う広報活動

県内20市の政務活動費の状況(令和2年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	順位
			会派分	議員個人分	合計				
上越市	会派及び議員	年2回 (4、10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	3位	190,042人	3位
新潟市	会派及び議員 (選択制)	年4回 (4、7、10、1月)	150,000円	-	150,000円	1,800,000円	1位	786,625人	1位
			30,000円	120,000円	150,000円				
			-	120,000円	120,000円				
長岡市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4、10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	2位	267,642人	2位
三条市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	4位	96,517人	5位
柏崎市	会派	年2回 (4月、10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	4位	82,284人	6位
新発田市	議員	年1回 (4月)	-	20,000円	20,000円	240,000円	6位	96,614人	4位
小千谷市	議員	年1回	-	8,000円	8,000円	96,000円	18位	34,883人	17位
加茂市	会派	年2回 (4、10月)	5,000円	-	5,000円	60,000円	20位	26,501人	20位
十日町市	会派	年1回	12,500円	-	12,500円	150,000円	12位	51,568人	11位
見附市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年1回 (4月)	10,000円	-	10,000円	120,000円	14位	40,099人	15位
村上市	会派及び議員	年1回 (4月)	5,000円	5,000円	10,000円	120,000円	14位	58,827人	8位
燕市	会派	年1回 (4月)	20,000円	-	20,000円	240,000円	6位	78,933人	7位
糸魚川市	会派又は議員	年1回 (4月)	15,300円	15,300円	15,300円	183,600円	9位	41,783人	13位
妙高市	議員	年1回	-	15,000円	15,000円	180,000円	10位	31,751人	18位
五泉市	議員	年1回	-	12,500円	12,500円	150,000円	12位	49,426人	12位
阿賀野市	会派又は議員	年2回	15,000円	15,000円	15,000円	180,000円	10位	41,702人	14位
佐渡市	会派又は議員	年1回	10,000円	10,000円	10,000円	120,000円	14位	52,053人	10位
魚沼市	会派又は議員	年2回 (4月、10月)	8,000円	8,000円	8,000円	96,000円	18位	35,433人	16位
南魚沼市	会派又は議員	年2回	17,000円	17,000円	17,000円	204,000円	8位	55,884人	9位
胎内市	会派及び議員	年1回 (4月)	6,000円	4,000円	10,000円	120,000円	14位	28,781人	19位

※上越市は令和2年5月1日改定後の額

施行時特例市25市の政務活動費の状況(令和2年4月1日現在)

区分	交付対象	交付方法	1人当たり月額交付額			1人当たり 年間交付額	順位	人口	
			会派分	議員個人分	合計				順位
上越市	会派及び議員	年2回 (4,10月)	12,500円	37,500円	50,000円	600,000円	8位	190,042人	24位
つくば市	会派	年2回 (4,10月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	22位	238,014人	13位
伊勢崎市	会派	年4回	35,000円	-	35,000円	420,000円	19位	213,167人	20位
太田市	会派	年2回 (4,10月)	35,833円	-	35,833円	430,000円	18位	224,570人	17位
熊谷市	会派及び議員	年1回 (4月)	15,833円	15,000円	30,833円	370,000円	21位	196,223人	21位
所沢市	議員	年2回 (4,10月)	-	70,000円	70,000円	840,000円	2位	343,912人	2位
春日部市	会派	年1回 (4月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	233,841人	15位
草加市	会派又は議員	年2回 (4,10月)	50,000円	50,000円	50,000円	600,000円	8位	242,232人	11位
平塚市	議員	年1回	-	50,000円	50,000円	600,000円	8位	256,837人	8位
小田原市	議員	年2回 (4月、10月)	-	65,000円	65,000円	780,000円	5位	189,934人	25位
茅ヶ崎市	会派	年2回 (4,10月)	40,000円	-	40,000円	480,000円	15位	243,801人	10位
厚木市	会派又は議員	年2回 (4,10月)	60,000円	60,000円	60,000円	720,000円	6位	223,981人	19位
大和市	会派又は議員	年2回 (4,10月)	35,000円	35,000円	35,000円	420,000円	19位	238,530人	12位
長岡市	会派(無所属は1 会派とみなす)	年2回 (4,10月)	60,000円	-	60,000円	720,000円	6位	267,642人	6位
松本市	会派	年1回 (4月)	20,833円	-	20,833円	250,000円	25位	237,837人	14位
沼津市	会派	年2回	40,000円	-	40,000円	480,000円	15位	194,207人	22位
富士市	会派	年1回 (4月)	37,500円	-	37,500円	450,000円	17位	252,605人	9位
一宮市	議員	年1回 (4月)	-	50,000円	50,000円	600,000円	8位	384,790人	1位
春日井市	会派	年1回 (4月)	30,000円	-	30,000円	360,000円	22位	311,326人	4位
四日市市	会派又は議員	毎月 (後払い)	70,000円	70,000円	70,000円	840,000円	2位	311,527人	3位
岸和田市	会派	年2回 (4,10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	193,615人	23位
茨木市	会派又は議員	年4回 (4,7,10,1月)	25,000円	25,000円	25,000円	300,000円	24位	282,705人	5位
加古川市	会派又は議員	年4回 (4,7,10,1月)	70,000円	70,000円	70,000円	840,000円	2位	263,524人	7位
宝塚市	会派又は議員	年4回 (4,7,10,1月)	80,000円	80,000円	80,000円	960,000円	1位	224,434人	18位
佐賀市	会派	年2回 (4,10月)	50,000円	-	50,000円	600,000円	8位	231,896人	16位

※上越市は令和2年5月1日改定後の額